

# 2015年版 包括外部監査の通信簿 結果発表

全国市民オンブズマン連絡会議  
包括外部監査評価班  
代表 弁護士 光成 卓明

## 1. 「通信簿」の目的

(1) 平成11年度の地方自治法改正により、中核市以上の自治体に、弁護士や公認会計士など「外部監査人」による「包括外部監査」が義務づけられた。この外部監査人が市民のための自治体の「お目付役」となれるのか、それとも従前の監査委員の「屋上屋」や「税の無駄遣い」になってしまうのかは、それを見る市民自身の「監査」の力によるものである。全国の自治体の財政をはじめとする行政の刷新と改善にどれだけ役立つのかを注目し、平成11年度以来、包括外部監査の報告について市民オンブズマンによる通信簿を作成した。

(2) さらに、全国の包括外部監査実施自治体の監査報告の活用度を調査した。具体的には平成24年度の監査報告書の結果(指摘事項・意見)について当該自治体がどのように措置をしたかを評価する通信簿も作成した。監査委員らに通知している措置の公表されたものを中心に①措置の速さ、②逐一の指摘事項や意見への対応措置の記載の明確性、③市民に対する説明責任を果たしている程度について評価した。これにより自治体が包括外部監査をどう活用したかが判る通信簿となった。

## 2. 「包括外部監査評価班」について

全国市民オンブズマン連絡会議に加盟する各市民オンブズマンのメンバー有志17名。弁護士・公認会計士・税理士・市民オンブズマン活動家らで構成している。

## 3. 評価対象

(1) 平成26年度包括外部監査実施全自治体 119自治体(47都道府県、20政令市、43中核市、9条例制定自治体)の全監査報告書 127テーマ

(2) 平成24年の包括外部監査実施自治体(119自治体)の監査報告書(132テーマ)に対する実施自治体(行政当局)の措置通知等(原則として平成27年6月1日までに我々に提出されたもの)の対応状況

## 4. 評価の手順と基準

### (1) 包括外部監査報告書

包括外部監査は地方公共団体の事務の①真実性、②適法性、③有効性、④効率性、⑤経済性の調査と充実度の観点から監査することになっている。それら監査報告書を、相対比較、対象の難易度を含め、批判的に評価し、かつ各監査報告書を複数人が確認し、評価の客観化に努めた。そして、共通の対象テーマごとに相対比較も行った。

- ① 対象の選定は適切で監査結果は活用度があるか
  - i 具体的な目的根拠があつて対象が選定されているか。
  - ii 監査テーマと結果は自治体が採用する有効性を持っているか。
  - iii 行政の改善の方向が具体化されているか。
- ② 監査が充実し、評価が適切であるか
  - i 新しい問題意識・発見があるか。
  - ii 事実及び実態が正しく把握されているか。
  - iii 適法性の監査について充実・適切であるか。
  - iv 3E監査について具体的な対象への適用とチェックがあるか。
  - v テーマの数だけでなく質の高さがあるか。
  - vi 行政結果の追認に終わっていないか。
- ③ 報告書・意見書は判りやすいか
  - i 市民が読んで判る記述になっているか。
  - ii 問題点や意見要点が明確に指摘されているか。
  - iii 専門用語などは解説・注釈があるか。

全監査報告書を検討の結果、有用性の高いものに「活用賞」、さらに特に優れたものに「優秀賞」、そしてその中の最優秀監査報告書に「オンブズマン大賞」を贈り、逆に欠点が目立ち是非改善してほしい監査には「改善要望」を出すことにした。

### (2) 自治体の措置対応

包括外部監査報告書の結果について、自治体(行政当局)がどのような措置をとり、市民に公表しているかについて①措置通知公表の速さ、②逐一の指摘事項や改善のための意見について対応措置の内容の明確性、③市民に対する説明責任を果たしているかの3点に注目し、各①～③につき個別評価した上で、②③をより重視して、総合評価として、

- A…「良」
  - B…「普通(さらに改善は望まれるが)」
  - C…「改善を要する」
  - D…「悪く、抜本的に改善を要する」
  - E…「ゼロ評価 最悪で失格」
- の5段階評価をした。

ちなみに、①公表の速さは、報告書提出期限(平成25年3月31日)から、一部でも平成25年9月30日まで(半年内)に公表しているものをA、平成26年3月31日まで(1年以内)をB、平成27年3月31日(2年以内)をC、平成27年4月1日以降(2年超)をDとした。27年6月1日現在確認できないものはおよそ評価も不可能なほど悪いものと考え、Eのランク付を行った。(ただし、本来Eランクとなるところ、6月以降でも措置公表があることが判れば配慮し、Dランクにした。)

次に②記載の明確性は、報告書提出期限(平成25年3月31日)から、2年以上を経て指摘事項、意見の全てに措置・対応がとられているものをA、指摘事項はもれなく意見はほぼ半分以上について措置対応が書かれているものをB、指摘事項に漏れ、意見の多くについて書かれていないものをC、指摘事項の半数以上が漏れているものをD、最終的に措置公表のないものはEとした。

さらに、③説明責任は内容が市民に分かるよう詳しく書いているものをA、改善はされるべきだが相当の説明をしているものをB、説明不十分のものをC、およそ説明になっていないものをDとし、最終的に措置公表や説明の全くないものはEとした。

上記①②③の評価は、その自治体が外部監査を活用し市民に対する説明責任を果たすという価値付けでは重さが異なり、①より②は2倍、さらに③は②の3倍の価値があるとして総合評価をすることにして、A～Eの評価をした。

## 5. 評価結果

### (1) 包括外部監査報告書の評価結果

- ① 平成26年度の各自治体の包括外部監査テーマ及びその評価は別紙一覧のとおりである。

優秀賞3自治体4テーマ、活用賞20自治体21テーマであり、一方、改善要望12自治体12テーマであった。

### 「オンブズマン大賞」

神奈川県包括外部監査人 橋本吉行弁護士の「神奈川県警察における警察費の執行状況及び財政的援助団体等」に「オンブズマン大賞」を贈る。2015年9月5日・6日に神戸学院大学で行う「第22回全国市民オンブズマン兵庫大会」にて授賞式を行う。

### ② 「オンブズマン功労賞」について

平成24年度から平成26年度まで3年連続同一自治体での活用賞以上を受賞した監査人には、「オンブズマン功労賞」を贈呈することとした。受賞者は次の1名である。

24・25・26年度 宮城県包括外部監査人 公認会計士 菅 博雄

### (2) 自治体の措置対応の評価結果

各自治体の平成23年度包括外部監査への措置対応に対するA～E評価は別紙「包括外部監査について自治体の活用度評価一覧表」のとおりである。

総合評価の結果、Aランクになったのは、秋田県、埼玉県、東京都、岐阜県、大阪府、山口県、徳島県、大分県、盛岡市、豊橋市、豊田市、豊中市、下関市、松山市、東京都町田市、岐阜県瑞穂市、大阪府八尾市の17自治体である。うち豊中市に「措置優秀賞」を贈る。

措置評価のうち総合D評価の自治体に対してはイエローカードを宣し、E評価についてはレッドカードを宣す。本年では、高知市が市税事務について指摘、意見を受けながらいづれにも対応がなく、E評価となった。また、5年連続で総合D以下の評価の自治体(福島県、郡山市、富山市、姫路市、倉敷市)に対し、改善を求める要望書を送付した。

## 6 インターネットを用いた市民からの幅広い寄付で冊子が完成

当評価班はボランティアで運営されているが、班員の旅費や印刷代などは冊子販売費だけではまかなえず赤字が続いていたため、評価班の解散も検討された。状況を改善するため今回のイエローブック製作にあたりインターネットで支援金を求めるクラウドファンディング「READY FOR?」の協力を得て広く市民に支援を求めたところ、合計で98名、916,000円もの支援をいただくことができ、冊子発行が可能となった。感謝申し上げるとともに、寄付者氏名を巻末に掲載した。

## 7 冊子販売について

上記評価の詳細を記載し、全包括外部監査報告書を収録したDVDを付録に付けた冊子を6,000円(税込)で販売している。申し込みは全国市民オンブズマン連絡会議のウェブから可能である。

[Http://www.ombudsman.jp/](http://www.ombudsman.jp/) 外部監査人だけでなく、役所をチェックする議員や、市民オンブズマン、研究者、マスコミからも大好評を得ている。ぜひ購入して、他自治体でのチェック項目を自分が住む自治体のチェックに活用していただきたい。

## 平成26年度 包括外部監査テーマ 評価順一覧表

自治体	NO	包括外部監査のテーマ	評価
神奈川県	1	神奈川県警察における警察費の執行状況について	オンブズマン 大賞
	2	公益財団法人神奈川県交通安全協会(財政的援助団体等)	
青森県	1	青森県の子どもを産み育てるための施策及び事業に関する財務事務の執行について	優秀賞
岡山市	1	区役所、支所の事務、事業	優秀賞
宮城県	1	県下水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について	活用賞
栃木県	1	基金における財務事務について	活用賞
群馬県	1	県出資法人(群馬県が基本金等の4分の1以上を出資する法人)の財務事務の執行及び経営に関わる事業の管理について	活用賞
東京都	1	水道局事業の経営管理について	活用賞
	2	水道局所管の出資団体(東京水道サービス株式会社、株式会社PUC及び水道マッピングシステム株式会社)の経営管理について	活用賞
滋賀県	1	高等教育機関における財務事務の執行について	活用賞
熊本県	1	農林水産行政に関する財務事務の執行及び事業の管理について	活用賞
大分県	1	委託契約に係る財務事務の執行について	活用賞
新潟市	1	生活保護に関する事務の執行等について	活用賞
静岡市	1	委託契約の事務の執行について	活用賞
宇都宮市	1	生活保護及び自立支援施策に関する事務の執行について	活用賞
前橋市	1	指定管理者制度に関する事務の執行について	活用賞
高崎市	1	水道事業、公共下水道事業における財務事務の執行について	活用賞
岐阜市	1	岐阜市の外郭団体	活用賞
豊中市	1	公有財産の管理に関する事務の執行について	活用賞
高松市	1	市税・使用料及び手数料並びに関連する債権管理の事務の執行につい	活用賞
久留米市	1	基金の管理と運用について	活用賞
宮崎市	1	宮崎市における補助金の執行状況について	活用賞
那覇市	1	補助金及び交付金、負担金に係る財務事務の執行並びに事業の管理に	活用賞
北海道 伊達市	1	伊達市の福祉・社会保障について	活用賞
東京都 町田市	1	委託に関する事務の執行について	活用賞
岩手県	1	県立試験研究機関に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理につ	—
秋田県	1	下水道事業特別会計の財務事務について	—
山形県	1	病院事業及び福祉施設の財務事務及び事業の管理について	—
福島県	1	情報発信事業における財務事務執行及び管理運営について	—
茨城県	1	企画部の財務事務及び関連団体の経営管理について	—
埼玉県	1	埼玉県の下水総事業における財務に関する事務の執行について	—
	2	公益財団法人埼玉県下水道公社の出納その他の事務の執行について	—
千葉県	1	県が出資する公益財団法人の事務事業の執行等及び出資、財政的援助等に伴う所管課の関与について	—
石川県	1	保健衛生及び高齢者福祉行政に関する財務事務の執行及び事業の管理について	—
福井県	1	少子高齢化対策の財務に関する事務の執行について	—
山梨県	1	山梨県の実施する高齢者福祉関連事業及び少子化対策関連事業に係る事務の執行及び事業の管理について	—
長野県	1	中小企業振興施策に係る事業の管理について	—
岐阜県	1	補助金に係る事務の執行	—
静岡県	1	独立行政法人静岡県立病院機構の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	—
愛知県	1	情報システムに関する財務事務の執行について	—
	2	健康の保持・増進に係る施策に関する財務事務の執行及び当該施策に関連する主要な財政的援助団体に関する財務事務について	—
三重県	1	外部委託に関する事務の執行について	—
京都府	1	未収金に関する事務の執行及び管理について	—
大阪府	1	(住宅まちづくり部を中心に)住宅・まちづくりに関する事業の財務事務の執行並びに大阪府住宅供給公社及び一般財団法人大阪府タウン管理財団の経営事業管理について	—
兵庫県	1	県が所管する社会福祉法人の財務事務の執行及びその指導監査につ	—

自治体	NO	包括外部監査のテーマ	評価
奈良県	1	農業振興事業に関する財務事務について	—
和歌山県	1	環境対策に関する事業の管理及び財務事務の執行について	—
島根県	1	過去の包括外部監査の措置状況について	—
岡山県	1	県税の賦課徴収に係る事務の執行について	—
広島県	1	公立大学法人県立広島大学に関する事務の執行及び経営の管理につい	—
山口県	1	山口県における外郭団体の財務事務の執行について	—
徳島県	1	徳島県の病院事業の財務に関する事務の執行全般並びに地方独立行政法人徳島県鳴門病院の財務に関する事務の執行全般	—
香川県	1	県単独補助金に係る財務事務の執行について	—
高知県	1	公の施設の指定管理者制度の運用状況について	—
福岡県	1	高齢者施策に係る財務事務の執行及び事業管理について	—
佐賀県	1	農業分野の施策に関する財務事務の執行について ～担い手の育成に関する施策を中心として～	—
長崎県	1	議会費の執行及び議会の議決に付すべき契約等の検証について	—
沖縄県	1	沖縄県の議会費は最少の経費で最大の効果をあげているか—政務活動	—
札幌市	1	使用料及び手数料等の事務の執行について	—
仙台市	1	市民局に係る財務事務の執行と管理運営について	—
さいたま市	1	国民健康保険事業及び介護保険事業に関する事務の執行について	—
	2	市立高等学校の管理と運営について	
千葉市	1	市が出資する公益財団法人(8法人)及び財政的援助を与えている公益社団法人(2法人)の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について	—
横浜市	1	観光・創造都市戦略の推進事業に関する財務事務の執行について	—
川崎市	1	産業振興に関する事業についての事務	—
相模原市	1	生活保護等に関する事務の執行について	—
浜松市	1	中小企業支援事業に関する事務の執行について	—
名古屋市	1	公の施設の管理・運営について	—
京都府	1	京都市における観光振興政策及び文化・芸術の発信並びに伝統産業の育成に係る事業について(関連施設・外郭団体の運営管理を含む)	—
大阪市	1	市税の事務の執行について	—
堺市	1	廃棄物処理に関連する事業の管理及び事務の執行について	—
神戸市	1	子育てに関する事業	—
北九州市	1	公の施設の管理運営及び指定管理者制度について	—
福岡市	1	消防、防災・危機管理事業に関する財務事務の執行について	—
熊本市	1	公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について	—
函館市	1	使用料及び手数料等の事務の執行について	—
青森市	1	委託に関する事務の執行について	—
盛岡市	1	保健所に係る財務事務の執行について	—
秋田市	1	外部委託に関する事務の執行について	—
郡山市	1	介護保険及び高齢者生活支援サービス等に関わる事務の執行について	—
いわき市	1	水道事業(簡易水道を含む。)、下水道事業における財務事務の執行及び管理運営について	—
川越市	1	こども未来部の事業の管理及び財務事務の執行について	—
船橋市	1	子育て支援に係る財務に関する事務の執行について	—
柏市	1	柏市北部地域の整備事業及び柏土地開発公社における事務の執行につ	—
横須賀市	1	子ども・子育て支援事業(こども育成部)に関する事務の執行について	—
富山市	1	富山市の水道事業及び工業用水道事業の財務事務の執行及び経営管理について	—
金沢市	1	健康増進に関する事務の執行について	—
長野市	1	公共施設の有効利用と管理について	—
豊橋市	1	子育て支援及び高齢者福祉に関する施策に関わる事務の執行につい	—
岡崎市	1	市税及び国民健康保険料に関する事務の執行について	—
豊田市	1	公の施設における指定管理者制度の事務の執行について	—
大津市	1	生活保護に関する事務の執行について	—
	2	ごみ処理に関する事務の執行及び事業の管理について	
枚方市	1	高齢者保健福祉施策及び介護保険事業に関する事務の執行について	—
東大阪市	1	一般会計等における委託料に係る事務の執行について	—
姫路市	1	公の施設に係る管理運営及び指定管理者制度の事務等の執行について	—

自治体	NO	包括外部監査のテーマ	評価
尼崎市	1	尼崎市教育委員会に関する事務の執行について	—
西宮市	1	公有財産等に関する事務事業について	—
奈良市	1	業務委託、工事、物品購入などの公共調達について	—
倉敷市	1	倉敷市建設局の事務の執行及び同局が所管する地方自治法第199条第7項に規定する財政援助団体等の事務の執行	—
	2	下水道事業の事務の執行	
	3	私債権(非強制徴収公債権を含む)の管理回収の事務	
福山市	1	公の施設の使用料のあり方について	—
下関市	1	債権の管理と収納事務について	—
松山市	1	保健所による保健医療行政について	—
高知市	1	高齢者施策に関連する事務の執行について	—
長崎市	1	高齢者に関する行政について	—
大分市	1	上下水道事業に係る財務及び経営管理について	—
鹿児島市	1	鹿児島市の「公の施設」における指定管理者制度の運用状況等について	—
東京都港区	1	防災、危機管理及び生活安全に関する事業の財務事務の執行について	—
東京都荒川区	1	放置自転車対策事業及び自転車駐車場の管理運営について	—
東京都江東区	1	特別区民税及び国民健康保険料の賦課・徴収・債権管理に係る事務の執行について	—
東京都八王子市	1	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について	—
大阪府八尾市	1	生活保護事業に関する事務の執行について	—
島根県出雲市	1	出雲市立総合医療センターの管理運営状況及び事務の執行について	—
北海道	1	道有の複合施設に係る道及び財政的援助団体等の事務の執行等について	改善要望
新潟県	1	基金の管理と運用について	改善要望
富山県	1	農業行政に関する事務事業の執行及び管理について	改善要望
鳥取県	1	企業誘致関連事業に関する財務事務の執行について	改善要望
愛媛県	1	健康・医療・福祉の財務に関する事務の執行及び事業の管理について	改善要望
宮崎県	1	教育委員会に係る財務事務の執行について	改善要望
鹿児島県	1	鹿児島県の環境施策に関する事業の管理及び財務事務の執行について	改善要望
広島市	1	下水道事業に係る財務事務の執行について	改善要望
旭川市	1	産業振興に係わる事業の事務の執行について	改善要望
高槻市	1	教育委員会の事務の執行及び事務の管理	改善要望
和歌山市	1	財務に関する業務リスクの管理体制の整備について	改善要望
岐阜県羽島市	1	補助金等に関する財務事務の執行	改善要望

## 包括外部監査について自治体の活用度評価一覧表(平成24年度)

自治体名	24年度監査テーマ		I	II	III	総合評価
			速さ	記載の明確性	説明責任	
埼玉県	1	埼玉県の住宅政策について	A	A	A	A
	2	危機管理及び防災に関する事業の管理及び財務管理の執行について				
岐阜県	1	学校教育に係る事務の執行及び運営管理について	A	A	A	A
徳島県	1	観光及びこれに関連する事業について	A	A	A	A
豊田市	1	下水道事業に関する財務事務の執行について	A	A	A	A
豊中市	1	出資団体に係る財務に関する事務の執行について	A	A	A	A
松山市	1	消防事業に係る事務の執行及び管理について	A	A	A	A
東京都町田市	1	介護保険等に関する事務の執行について	A	A	A	A
大阪府八尾市	1	水道事業の財務に関する事務及び経営に関する事業の管理について	A	A	A	A
秋田県	1	秋田県の電気事業および工業用水道事業について	B	A	A	A
山口県	1	農林水産振興事業に関する財務事務及び事業の管理について	B	A	A	A
大分県	1	大分県における資産・負債に係る財務事務の執行及び管理等について	B	A	A	A
盛岡市	1	土地区画整理事業に係る事務の執行について	B	A	A	A
豊橋市	1	情報システムの財務に関する事務の執行について	B	A	A	A
岐阜県瑞穂市	1	契約(入札状況を含む。)について	B	A	A	A
東京都	1	高齢者福祉に関する事業の管理及び財務事務の執行について	C	A	A	A
	2	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの経営管理について				
	3	公益財団法人東京都福祉保健財団の経営管理について				
大阪府	1	各種の団体に対する検査・指導・監督等の事務について	C	A	A	A
下関市	1	一般会計における補助金及び交付金の事務の執行について	D	A	A	A
岩手県	1	知事部局の委託契約について	A	A	B	B
新潟市	1	消防事業に関する事務の執行について	A	A	B	B
浜松市	1	学校教育に関する事務の執行について	A	A	B	B
広島市	1	指定管理者制度に関する事務の執行について	A	A	B	B
青森市	1	青森市民病院及び青森市立浪岡病院の財務事務の執行及び事業の管理について	A	A	B	B
前橋市	1	水道事業(簡易水道等を含む)、下水道事業における財務事務の執行及び管理運営について	A	A	B	B
長野市	1	市税等の非課税・免税・減免・軽減等に関する事務の執行について	A	A	B	B
	2	固定資産税の非課税・免税等及び償却資産の事務の執行について				
岐阜市	1	公有財産等に係る財務事務の執行及び管理の状況について	A	A	B	B
大津市	1	特別会計における事務の執行及び事業の管理について	A	A	B	B
高槻市	1	市税事務の執行について	A	A	B	B
枚方市	1	公有財産に関する財務事務及び枚方市土地開発公社における保有土地に関する財務事務について	A	A	B	B
東京都荒川区	1	区民住宅及び建物耐震化推進事業の執行状況について	A	A	B	B
神奈川県	1	労働行政の財務に関する事務の執行について	B	A	B	B
	2	職業訓練法人 神奈川能力開発センター(財政的援助団体等)				
富山県	1	公園・緑地等スポーツ・レクリエーション施設の財務事務及び経営管理について	B	A	B	B
	2	流域下水道事業の財務事務及び経営管理について				
山梨県	1	山梨県企業局の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	B	A	B	B
	2	資金貸付を主たる事業内容とする特別会計に係る事務の執行及び事業の管理について				
滋賀県	1	商工観光労働部が所管する事務事業の執行管理及び出資団体等の経営管理について	B	A	B	B
兵庫県	1	環境行政に関する財務事務の執行及び出資団体の経営管理について	B	A	B	B
香川県	1	県立高等学校等の事務の執行及び事業の管理運営について	B	A	B	B
福岡県	1	財政的援助団体等との取引(主に補助金、委託料)について	B	A	B	B
長崎県	1	過去の包括外部監査の措置状況等の検証について	B	A	B	B
北九州市	1	負担金、補助及び交付金に関する財務事務の執行について	B	A	B	B
福岡市	1	福岡市(外郭団体を含む)の貸付金制度及び債権の管理に係る事務の執行について	B	A	B	B
川越市	1	委託に関する事務の執行について	B	A	B	B
船橋市	1	危機管理に係る財務に関する事務の執行について	B	A	B	B

自治体名	24年度監査テーマ		I	II	III	総合評価
			速さ	記載の明確性	説明責任	
大分市	1	農業及び水産業の振興に関する事業について	B	A	B	B
島根県出雲市	1	外郭団体等	B	A	B	B
川崎市	1	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について	B	B	B	B
柏市	1	契約(工事、修繕工事、委託、物品購入、賃貸借)並びに指定管理者の指定及びこれらに付随する支出に係る事務の執行	B	B	B	B
三重県	1	公有財産の管理に関する事務の執行について	C	A	B	B
鳥取県	1	下水道事業に関する財務事務の執行について	C	A	B	B
久留米市	1	久留米市の指定管理者制度について	C	A	B	B
埼玉県所沢市	1	委託料について	C	A	B	B
京都府	1	情報システムに係る財務事務の執行について	C	C	B	B
群馬県	1	公営企業の管理に関する事務の執行について	A	A	C	C
佐賀県	1	佐賀県教育委員会の財務に関する事務の執行について	A	A	C	C
札幌市	1	病院事業について	A	A	C	C
函館市	1	外部委託について	A	A	C	C
横須賀市	1	市立病院の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに公益社団法人地域医療振興協会の市立病院に係る出納その他の事務の執行について	A	A	C	C
和歌山市	1	道路事業に係る財務に関する事務執行について	A	A	C	C
東京都江東区	1	効率的な清掃事業の推進を中心とした環境清掃部の財務事務の執行について	A	A	C	C
熊本県	1	公有財産(土地建物)の管理と有効活用について	A	B	C	C
宮崎県	1	基金の管理及び運用について	A	B	C	C
秋田市	1	公有財産の取得・処分・管理等及び有効利用について	A	B	C	C
千葉市	1	市有財産の有効活用について	A	C	C	C
相模原市	1	下水道事業に関する財務事務の執行について	A	C	C	C
静岡市	1	高齢化対策事業の事務の執行について	A	C	C	C
東京都八王子市	1	消防・防災等事業に関する事務の執行について	A	C	C	C
	2	消費者の生活安全対策等事業に関する事務の執行について				
高松市	1	高松市の安全な街づくり	A	D	C	C
	2	高松市の関連諸団体				
福井県	1	指定管理者制度の運用状況について	B	—	C	C
栃木県	1	農政部の補助金、負担金、交付金及び貸付金の財務に関する事務の執行等について	B	A	C	C
石川県	1	環境行政に関する財務事務の執行及び事業の管理について	B	A	C	C
長野県	1	業務委託を中心とする公共調達について	B	A	C	C
静岡県	1	県営住宅の事務の執行について	B	A	C	C
島根県	1	出資等法人に関する財務事務について ～有価証券及び預金の資産管理の問題点～ ～指定管理者制度に関する制度の整備・運用状況～	B	A	C	C
岡山県	1	外郭団体の財務事務の執行及び経営管理について	B	A	C	C
愛媛県	1	公有財産(土地・建物を中心に)の有効活用について	B	A	C	C
堺市	1	高齢者施策に関する事務の執行について	B	A	C	C
高崎市	1	委託料に係る財務に関する事務の執行について	B	A	C	C
西宮市	1	外郭団体の財務に関する事務の執行及び事業に係る経営管理について	B	A	C	C
青森県	1	公の施設の管理運営について	B	B	C	C
	2	県の出資に関する事務の執行及び管理状況について				
奈良県	1	奈良県の水道事業に係る財務事務の執行について	B	B	C	C
宮城県	1	高齢者福祉事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について	B	C	C	C
千葉県	1	基金、貸付金及び損失補償等に関する財務事務の執行について	B	C	C	C
愛知県	1	県が出資等の形で関係する団体に対する財務の執行について ～県の監査対象となる関係団体の財務の執行も含めて～	B	C	C	C
岡山市	1	公有財産の管理について	B	C	C	C
宇都宮市	1	指定管理者制度に関する事務の執行について	B	C	C	C

自治体名	24年度監査テーマ		I	II	III	総合評価
			速さ	記載の明確性	説明責任	
岡崎市	1	子育て支援事業に関する事務の執行について	B	C	C	C
鹿児島市	1	情報システムに係る財務事務の執行と有効性等について	B	C	C	C
旭川市	1	学校教育に関する財務事務の執行について	B	D	C	C
北海道	1	企業誘致施策に関する事務の執行について	C	A	C	C
高知県	1	公有財産(道路、橋梁等のインフラ資産を含む)の維持管理について	C	A	C	C
広島県	1	健康福祉局に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について	C	A	C	C
	2	農林水産局に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について				
東大阪市	1	子育て支援に係る財務事務について	C	A	C	C
沖縄県	1	民間及び公社等外部団体に依頼する事業等の事務の執行について(委託料を中心として)	C	B	C	C
新潟県	1	補助金等の事務の執行について	A	A	D	D
名古屋市	1	健康福祉局および社会福祉協議会を中心とする同局所管の財政援助団体の財務事務の執行について	A	C	D	D
山形県	1	県有施設等の効果的・効率的な管理・運営について	A	D	D	D
茨城県	1	出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について	A	D	D	D
仙台市	1	高齢者の保健福祉と介護保険事業の事務の執行について	A	D	D	D
神戸市	1	市税の財務事務の執行について	A	D	D	D
富山市	1	指定管理者制度の整備状況及び運用状況について	A	D	D	D
金沢市	1	少子高齢化に関する財務事務について	A	D	D	D
姫路市	1	商工部および中央卸売市場の財務に関する事務等の執行について	A	D	D	D
宮崎市	1	宮崎市の「事務事業の外部評価」の対象事業等に関する財務事務の執行状況について	A	D	D	D
東京都大田区	1	過去の包括外部監査における監査結果及び意見についての是正状況等について	A	D	D	D
和歌山県	1	業務委託契約に関する財務事務について	B	D	D	D
さいたま市	1	債権の管理に関する事務の執行について	B	D	D	D
	2	健康福祉局所管の財政援助団体の財務事務及び事業の管理について				
横浜市	1	中小企業振興施策に関する財務事務の執行について	B	D	D	D
京都市	1	補助金等の財務事務等の執行について(関連する団体を含む。)	B	D	D	D
熊本市	1	熊本市の保育事業の執行について	B	D	D	D
郡山市	1	学校教育部(小学校・中学校及び小中学校に係る生涯学習部総務課の事務を含む)に係る事務の執行について	B	D	D	D
尼崎市	1	市税(市民税、固定資産税、その他)の事務の執行について	B	D	D	D
奈良市	1	過去の包括外部監査の措置状況について	B	D	D	D
倉敷市	1	教育委員会の事務の執行及び所管の財政援助団体の管理運営について	B	D	D	D
福山市	1	少子化対策としての次世代育成支援施策に係る財務事務の執行及び管理について	B	D	D	D
	2	高齢者保健福祉施策に係る財務事務の執行及び管理について				
長崎市	1	公の施設の指定管理者制度およびその運用状況について	B	D	D	D
福島県	1	県が設置している特別会計及び県税未収金の債権等の管理について	C	D	D	D
鹿児島県	1	私債権(一般会計及び特別会計における長期延滞債権等を中心とする。)に関する財務事務の執行について	C	D	D	D
いわき市	1	東日本大震災後における子育て・教育環境の整備事業について	C	D	D	D
東京都港区	1	公の施設の管理・運営について	C	D	D	D
高知市	1	市税に関する事務の執行について	E	E	E	E
大阪市	1	基金の管理と運用について	E	E(B)	E(C)	E(C)

平成26年度包括外部監査の評価表(対象自治体：神奈川県)

監査人氏名	橋本 吉行	監査人資格	弁護士	報告書ページ数	報告書 362頁 概要書 47頁
監査テーマ	・神奈川県警察における警察費の執行状況について ・公益財団法人神奈川県交通安全協会(財政的援助団体等)			委託報酬額 21,665,000円	
監査対象等	警察本部, 警察学校, 54警察署を含む神奈川県警察の全110所属を監査対象所属とする。				
対象選定の理由	<p>平成11年9月, 神奈川県警察における一連の不祥事案が立て続けに報道され, 全国の耳目を集める結果となった。平成12年には新潟県警, 埼玉県警, 栃木県警などでも適正な警察活動を疑わせる事案が発生した。そうした中で, 平成12年7月, 警察刷新会議は「警察刷新に関する緊急提言」を提出した。同年8月, 提言を受けて, 国家公安委員会と警察庁は「警察改革要綱」をとりまとめ, ①警察行政の透明性の確保と自浄能力の強化, ②「国民のための警察」の確立, ③新たな時代の要請に応える警察の構築, ④警察活動を支える人的基盤の強化の四つを柱にした。</p> <p>一方, 神奈川県の財政は逼迫し, 平成24年1月に県は「緊急財政対策本部」を設置している。神奈川県の平成25年度の警察費は約1799億円で一般会計予算の約1割を占める。県の財政が厳しい中で, 警察費の執行が合规性を備えた上で, 経済性, 有効性, 効率性をもって執行されているかを監査することは重要と考え選定した。</p>				
監査の視点	<p>1. 内部統制の視点</p> <p>警察費の執行が, 公安委員会制度を頂点とする警察法の理念のもとに, 正しく執行されているか。実際の執行が, 警察法, 地方自治法, 地方財政法をはじめとする諸法に適合しているか。</p> <p>2. 財政的視点</p> <p>ア 警察費の執行が, 経済的, 有効的, 効率的に行われているか。</p> <p>イ 警察用の県有財産は, 適正に管理されているか。</p> <p>ウ 警察費の執行が, 県民の目から見て透明性をもって合理的に行われているか。</p>				
監査報告書の概要	<p>第1編 包括外部監査の概要</p> <p>監査の種類, 特定した事件, 監査対象年度, テーマ選定理由など</p> <p>第2編 総論</p> <p>第1章 神奈川県警察の概況</p> <p>組織図, 警察署数, 人員, 警察業務の内容など</p> <p>第2章 警察費の状況</p> <p>警察費の内容, 他府県警との比較など</p> <p>第3編 監査の結果</p> <p>第1部 警察改革の理念から</p> <p>1. 公安委員会</p> <p>①公安委員会制度, ②神奈川県公安委員会の実態, ③苦情申出制度, ④警察改革の徹底に向けた近時の取組, ⑤近時の不祥事を概観。</p> <p>・公安委員会は神奈川県警察の事務を管理する立場にある以上, 「大綱方針」は自らの名において策定し, 管理の視点が明確な指針に基づき県警の事務の管理をすべきである(意見1)。</p> <p>・公安委員会の管理の実効性を担保するため十分な時間を割くこと, 臨時会の活用, 公安委員の常勤職員化などを検討されたい(意見2)。</p> <p>・議題の資料は, 緊急議題を除き, 少なくとも会議の3日前には配布し事前に検討する時間を確保することがのぞまれる(意見3)。</p> <p>・監督機能の充実を図る観点から, 公安委員には実績に見合った手当を支給することを検討されたい(意見4)。</p>				

## 2. 警察署協議会

- ①協議会の経緯, ②協議会委員, ③協議会の開催時間, ④協議会委員の出席率について概観。
- ・協議会委員報酬は他府県と比べ比較的高額。設置後一度も見直しが行われていないので活動実態に合わせて見直しを行われない(意見5)。
  - ・協議会を形骸化させないため、定例の協議会以外に協議会のために活動することが容易となるよう支給要件を定めた上で、委員の活動に一定の報酬が支払われる仕組みを取り入れたい(意見6)。
  - ・県内情勢や協議会の実績を踏まえ、より効果的な協議会の運営を実現すべく委員定数の見直しを行うことが望ましい(意見7)。
  - ・現状の協議会は不十分かつ非効率的。事前に参考資料を付して通知し、委員のみによる協議時間を設けるなど充実した議論をへて答申できるシステムを構築する(意見8)。
  - ・一部の協議会で開催されているように合同警察署協議会の機会を設けることが望ましい(意見9)。

## 第2部 警察活動を支える人的基盤の視点から

### 1. 給与手当と労務管理

- ①警察官の地位, ②人件費にかかる財政規模, ③警察職員の給与, ④勤怠管理, ⑤時間外勤務手当, ⑥特殊勤務手当などについて概観。
- ・時間外勤務削減に向けた組織的な意識は不十分。時間外勤務の発生原因を調査してできる限りの対策を講じるとともに、各人の時間外勤務時間を本人及び上長が管理報告する体制を講じるべき(指摘1)。
  - ・始業・終業前後の事故・事件対応による時間外勤務の削減に向けて適正な段取り、シフトの弾力化に取り組む努力を(意見10)。
  - ・特殊勤務手当の業務従事時間を記録する以上、実態に即して記録することを励行する(意見11)。
  - ・警察業務手当は、優遇されている公安職給与との関係を整理し、業務遂行上も特殊な業務に支給対象を限定するものとして支給要件の簡略化、類似手当の統廃合を検討するのが望ましい(意見12)。

### 2. 警察官の採用と警察学校

- ①警察官の採用, ②警察学校の運営などについて概観。
- ・県財政の効率的な運用から警察学校退校者を減らすことが重要であり、教官による面接試験の関与、教官経験者が関わるよう取り組まれたい(意見13)。
  - ・警察法37条等で国庫支弁とされている警察学校の運営諸経費を県費で支出できる根拠を明確にし、支出基準を具体的かつ明確に設定すべき。規定から不明瞭な費目は国と協議し支出基準を明確にする必要がある(指摘2)。

## 第3部 警察県有財産の適正管理の視点から

### 1. 公有不動産の目的外使用許可と貸付け

- ①県の財産, ②神奈川県警友会への目的外使用許可・貸し付け, ③交通安全協会への目的外使用許可について概観。
- ・警察署の食堂も県警本部の食堂と同様、将来的に公募型の手続を経た目的外使用許可などへ切り替えるよう検討されたい(意見14)。
  - ・箱根山水(普通財産)の貸し付けの際には適正な対価を得るよう努めるべき(指摘3)。
  - ・かすみ寮は無償貸し付けをする理由を見いだしがたい。警友会への無償貸し付けをすみやかに廃止し貸付料を徴収すべきであった(指摘4)。
  - ・けいゆう病院の敷地を警友会に無償貸し付けする特別事情は見いだせない。少なくとも普通財産の貸付料算定基準に従った貸付料を請求すべき(指摘5)。
  - ・運転免許試験場の食堂と売店、交通安全センターの食堂は、将来的に公募型の手続を経た目的外使用許可などへ切り替えの検討を(意見15)。

## 2. 警察施設の耐震化

耐震化事業を概観。

- ・大規模補強が必要な5警察施設の耐震補強，立替等を検討すべき(意見16)。
- ・新築工事による耐震化を図るなら警察施設の統合も議論を行うべき(意見17)。

## 3. 職員公舎の陳腐化

職員公舎の状況を概観。

- ・幹部公舎を除く公舎の入居率を高め使用料の増収と住居手当の節減に努力されたい(意見18)。
- ・入居者がいない公舎の維持管理，処分等，有効利用を検討されたい(意見19)。
- ・入居率を勘案した建て替えの全体計画を策定し県費抑制の観点から神奈川PPP方式を積極的に推進されたい(意見20)。

### 第4部 警察活動の前提となる調達の視点から

#### 1. 委託事業に関する契約

①委託契約の予算規模，②入札状況などを概観。

- ・交通管制システム等大規模なシステムは事前の調査業務と保守・運用の事後的な入札で，開発業者と他業者との情報格差が生じないように配慮されたい(意見21)。

#### 2. 将来債務に関する契約

長期継続契約の利用状況を概観。

- ・投資不動産譲渡契約は実質的な借り入れで，多用すると財政の硬直化を招くので容易に採用しないよう慎重に取り扱う(意見22)。
- ・警察学校本校の整備計画に伴う仮施設の設置がやむを得ないとしても，長期継続契約としたことは大いに問題があり予算議決を経るべきである(指摘6)。

### 第5部 市民に身近な警察活動の視点から

#### 1. 交通安全対策

交通規制に伴うインフラの整備状況について概観。

- ・応札額が最低制限価格の周辺に集中し市場原理が働きにくい。最低制限価格を市場価格に近づけるような制度設計を県と協議すべき(意見23)。
- ・交通管制システムの高度化工事の請負と効果測定は別契約とし，一方の受注業者が他方を受注できないよう変更されたい(意見24)。

#### 2. 放置違反金

①違法駐車対策，②違反金の徴収事務，③放置車両確認事業委託などについて概観。

- ・徴収手続が一覧性をもって事後的に確認できるようマニュアルの整備，履歴記録の作成・運用がのぞまれる(意見25)。
- ・徴収手続を厳格に実施し，判明した口座などの差押えをし回収をはかる(指摘事項7)。
- ・委託契約が1者入札とならないよう入札制度を見直されたい(意見26)。

#### 3. 遺失物の取扱い

遺失物取扱い業務を概観。

- ・保管物の売り払いは見積もり合わせを実施することが強く望まれる(意見27)。
- ・見積もり合わせの実施が容易となるよう54警察署の全参加業者の情報を集約・整理し活用をはかる(意見28)。
- ・売り払い業者の参入を積極的に促すよう業者選定の広域化(意見29)。
- ・不用決定された保管物品の処分の可能性を探ることがのぞまれる(意見30)。

## 第6 警察捜査活動の視点から

### 1. 捜査費

- ・一般捜査費、捜査諸雑費の別、件数、金額、領収証を徴収できなかった件数と金額などをデータ管理する(意見32)。
- ・捜査費の交付は、口座送金にする方法にあらためる(意見33)。
- ・中間取扱者が交付者を兼ねることをあらため管理に遺漏がないように努める(意見34)。

### 2. 科学捜査研究所

- ・警察法37条等で国庫支弁とされている犯罪鑑識施設の維持管理その他犯罪鑑識に要する経費について、県で支出する根拠を明確にし、支出基準を具体的かつ明確に設定すべき。規定から不明瞭な費目は国と協議し支出基準を明確にする必要がある(指摘8)。
- ・平成25年度まで薬品類の保管や管理等の内規等を作成していなかったことは問題である。今後内規に従った管理を行うとともに、内規の妥当性を毎年検証し、化学物質の管理に遺漏がないよう努める(意見35)。
- ・リース契約は年額の賃借料のみならずリース債務情報を積極的に開示して残債務額を把握、リース債務残高が増加するのを防止する管理体制を構築する(意見36)。

### 3. サイバー犯罪対策

- ・サイバー犯罪の現状を踏まえ、他所属との人員・予算調整を図り、人員及び装備資機材のより一層の充実に努める(意見37)。
- ・専従者を継続的に育成し、効率的かつ効果的な捜査員のスキルの維持・向上に努める(意見38)。
- ・県警主催の県民向け講習等の存在などを積極的に広報し、効果的な啓発活動を遂行する(意見39)。

### 4. 被留置者の賄い費及び医療費

- ・賄い業者の選定について、一部警察署を除き随意契約。平成25年度まで一般競争入札が実施されなかったことは問題(意見40)。
- ・平成26年度に一般競争入札を行わなかった4警察署においても、平成27年度以降は一般競争入札を行うことがのぞまれる(意見41)。
- ・本部会計課において賄い業者の情報を把握し、各警察署に情報を提供して賄い費の圧縮に努める(意見42)。
- ・県警が入札方法に関する統一的な方針を示し、応札業者が現れる入札方法を模索する(意見43)。
- ・診療報酬1点10円より高い医療機関に1点10円を求めるとともに、高く設定している医療機関の受診をできる限り回避する(意見44)。

## 第7 交通安全協会

### 1. 交通安全協会と警察との関係

- ・交通指導員運営費補助金申請は、各地区安協に対する報償費の交付金額を記載するか配分計算を示すよう指導する(意見45)。
- ・県安協に対し、地区安協からの報告書に原則として領収証の添付を求めさせ、各支出項目に金額内訳記載欄を設けるなど指導する。県安協は平成26年度以降改善しているようだが、改善方法が定着されるよう管理指導する(意見46)。
- ・推進委員の研修及び支援業務の受託者には、仕様書に定められた研修回数を遵守させる(意見47)。
- ・研修のコスト・必要性を考慮し、研修回数を減らすなど簡素化するとともに、交通指導員に対する研修の充実を検討する(意見48)。
- ・更新時講習通知及び高齢者講習通知業務の委託につき、他業者が参入できるよう配慮する。委託業務を内製化した場合のコスト計算を行い内部処理も検討する(意見49)。
- ・優良運転者講習委託業務は効率化の視点が欠けており、受講者数にみあった講習回数となるよう見直しを図る(意見50)。
- ・優良運転者講習及び原付講習業務委託と停止処分者等講習委託の区分けは不合理で、他業者の参入障壁となっている可能性。委託契約の対象などを受託しやすく改善する(意見51)。

	<p>2. 交通安全協会による免許関係事務事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区安協が警察署で免許写真撮影や免許証郵送業務を行える根拠が不十分。規定を改正し、売店や食堂と同様の規定にするか、これら業務を県警自らの業務と位置づけ入札で外部業者に委託する方法によるべき(指摘9)。</li> <li>・警察署内で免許関係事務事業を行う地区安協に対し、行政財産の使用料を免除することは根拠要件を欠き許されない(指摘10)。</li> <li>・地区安協が警察署施設内で行っている会員募集、会費徴収は行為自体が公益を目的とする事業ではなく施設内で行うことは許されない(指摘11)。</li> <li>・県安協が運転免許試験場で免許写真撮影、免許郵送業務を行える根拠が不十分。売店や食堂と同様の規定を用意するか、県警自らの業務と位置づけ入札で外部業者に委託すべき(指摘12)。</li> <li>・県警が特定の収益事業について、特定事業者のみが事業を行えるかような環境を設定するのは公平性にもとる。他の業者が免許証郵送業務に参入できる環境を整えるべきである(指摘13)。</li> </ul>
	<p>第4編 包括外部監査結果の総括</p> <p>第1章 指摘事項・意見について(一覧表)</p> <p>第2章 包括外部監査人からの付言</p>
<p>監査に対する 評価</p>	<p>オンブズマン大賞</p>
<p>コメント</p>	<p>これまで、外部専門家によるチェックがほとんどなされてこなかった警察費に対し、公安委員会、県警本部だけでなく、警察学校や54警察署を含む110所属をはじめ、警察費を財源とした財政援助団体のうち広く県民の目に触れる公益財団法人神奈川県交通安全協会を対象とし、警察法、地方自治法、地方財政法をはじめとする諸法に基づき、警察費全体の執行状況、財産管理状況について正面から取り組んだ大作である。</p> <p>監査の方法として、事務事業の概要聴取後に関係する所属に赴き、原資料を確認、担当職員のヒアリングを行い問題点を整理し、テーマによっては会計担当の知事部局職員、関係人からの聴取も行ったと記されており、調査の過程でかなりな困難に直面したと思われる。それでも、個別の問題点については県警側の意見も確認しながら、専門家として問題点を指摘する姿勢は評価でき、優秀な報告書である。</p> <p>公安委員会制度の問題点、国費負担部分を県費で支出している問題点、公有財産の管理や契約のあり方、裏金等が問題となった捜査費など、警察費の執行全体について一貫した視点から問題点を指摘している。国家警察と都道府県警察とのあり方など、あらためて考えさせられる問題点も多い。報告書の記載からすると、監査人の調査の過程で担当部署が”自主的”に制度の運用や取扱いを改めたと思われる事例も複数みられる。監査報告書の指摘内容によっては、住民が住民監査請求等により違法な状態の改善を求めることも考えられる。</p> <p>神奈川県警にある問題点は、他県警にも共通する問題と考えられるので、本報告書を手引きとして、住民のみなさんが自分の居住する地域の警察費の執行、財産管理のあり方などについてぜひチェックを行っていただきたい。</p>

## 監査対象事項分類表(平成26年度)

対 象 分 類		自 治 体 名
1	税・国保料・収入金・手数料	岡山県、大阪市、函館市、岡崎市、○高松市、東京都江東区
2	財産管理 (物品・現金・基金)	○栃木県、新潟県、和歌山市、○久留米市
3	不動産・施設管理 施設(スポーツ・文化・図書館・福祉・公園・動物園)、指定管理者	北海道、高知県、名古屋市、京都市、北九州市、熊本市、柏市、○前橋市、長野市、豊田市、○豊中市、姫路市、西宮市、福山市、鹿児島市、東京都八王子市
4	債権・債務 (貸付金・未収金・資金・債権管理・地方債・借入金・債務保証・損失補償)	京都府、和歌山市、倉敷市(2)、下関市、○高松市
5	病院(医療・保健)	山形県、石川県、静岡県、愛知県(2)、徳島県、愛媛県、盛岡市、金沢市、松山市、島根県出雲市
6	教育 (学校(幼・小・中・高・大)、教育委員会・学校給食、保育園等)	○滋賀県、広島県、宮崎県、札幌市、さいたま市(2)、高槻市、尼崎市
7	試験研究機関 人材育成機関	岩手県
8	部局・出先機関	茨城県、仙台市、倉敷市(1)
9 公 営 事 業 ～ 特 別 会 計	公営事業(特別会計を含む)	—
	I 上下水道・農工業用水	○宮城県、秋田県、埼玉県(1)、○東京都(1)、広島市、いわき市、○高崎市、富山市、倉敷市(3)、大分市
	II 交通・道路・港湾・河川	—
	III 農林水産・土地改良	富山県、奈良県、佐賀県、○熊本県
	IV 産業振興・市場・観光・まちづくり	長野県、鳥取県、横浜市、川崎市、浜松市、京都市、旭川市
	V 環境・ごみ・清掃・衛生	和歌山県、鹿児島県、堺市、大津市(2)
VI 住宅	大阪府	

を 含 む ～	Ⅶ 公営ギャンブル	—
10	特別会計	—
11	外郭団体 (公社・財団・社団・社会福祉・ 出資法人・第三セクター・株式 会社)	北海道、茨城県、○群馬県、埼玉県(2)、 千葉県、○東京都(2)、愛知県(2)、大阪府、兵 庫県、山口県、千葉市、○岐阜市
12	補助金・寄付金・負担金・交付 金	岐阜県、香川県、○宮崎市、○那覇市、 岐阜県羽島市
13	契約・入札・請負・委託	三重県、長崎県、○大分県、○静岡市、青森市、 秋田市、東大阪市、奈良市、○東京都町田市
14	議会・政務調査費	長崎県、沖縄県
15	情報システム	愛知県(1)
16 社 会 福 祉	I 生活保護・自立支援	相模原市、○新潟市、○宇都宮市、大津市(1)、 大阪府八尾市
	II 子育て・保育園等・児童・高 齢者・障害者・介護	◎青森県、山形県、石川県、福井県、山梨県、 愛媛県、福岡県、さいたま市(1)、神戸市、郡 山市、川越市、船橋市、横須賀市、豊橋市、 枚方市、高知市、長崎市、○北海道伊達市
17	消防・警察	★神奈川県、福岡市
18	過年度外部監査に対する自治体 の措置状況	島根県
19	防災・危機管理・安全	福岡市、東京都港区
20 そ の 他	情報発信	福島県
	放置自転車対策等	東京都荒川区
	区役所・支所	◎岡山市

※本年は昨年から、少し分類型を変えた。

※太字は、オンブズマン大賞・優秀賞・活用賞のもの

(オンブズマン大賞には★、優秀賞には◎、活用賞には○をした)

※上記分類は、形式的なテーマ名にはこだわらず、実質的に他の分野に関連するものは該当する  
分野にも表示している。

## ◆包括外部監査の活用10箇条◆

### 1. まず包括外部監査を以下「料理」に例え、比喩的にコメントします。

- ①店（都道府県市町村区119店）捜せば出てくる 美味しい料理（2508品）
- ②メニューと調理法 学べぬものなし（テーマと検討、対処法は多種多様）
- ③材料吟味と味付け（あなたの頭と足で）
- ④おいしさは第1に真実せまるもの（事実調査度）
- ⑤おいしさは第2に行政意義をただすもの（有効性）
- ⑥おいしさは第3にルールの特検度（適法性）
- ⑦おいしさは第4に喜ぶ市民と程度（効率性）
- ⑧安くておいしい これぞ醍醐味（経済性）
- ⑨見た目も食べたくなるもの（判りやすさと取り組みやすさ）
- ⑩我が家の料理に活かせるもの（我が自治体への活用度）

### 2. 難しい報告書の易しい読み方…（報告書入手：DVD-ROMと自治体のホームページ）

- ①関心のあるテーマのものから読む
- ②近い（市町村・都道府県と自治体規模）ものから読む
- ③知っている類似問題を探そう
- ④対象をめぐる法と条例、規則は？ その法の目的は？
- ⑤対象の行政はどういう手続をとっているか（必要か）
- ⑥監査人はどこが悪いとっているか
- ⑦監査人はどうすればよいと指摘したり、意見を述べたりしているか
- ⑧監査人の具体的な指摘・提言でよくなるか考えよう
- ⑨監査人はどんな調査（検査）で述べているか、自分で調べるために
- ⑩読んで判らず、聞いても判らぬものは、無理に読む価値もない

### 3. 監査報告書の活用法（市民編…課題）

- ①改善を求めた指摘・意見はどう対応措置されたか聞き視て調べよう
- ②解決していないものは今後の追加措置を要望しよう
- ③違法・不当で自治体への損害回復は必要ないか調べよう
- ④不明な点は情報公開で追加調査しよう
- ⑤住民監査や住民訴訟に使えるか検討しよう
- ⑥他の自治体の指摘点は我自治体でもあるのではとマネして調べよう
- ⑦調べて④→③→⑤の順でやる価値があればやってみよう
- ⑧自治体の未来へ活かす方法は必ずある
- ⑨マニフェスト（政権公約）化へ求める方法はないか
- ⑩自治体を学ぶ市民の実践テキストにしよう

### 4. 監査報告書の活用法（議員編）

- ①監査報告への勉強・質疑（監査人と行政へ）
- ②類似テーマ監査のアクセス（通信簿も入手）
- ③行政課題と問題的把握の速習法（3Eや適法性）
- ④必要テーマへ調査研究費を使う
- ⑤マニフェスト（公約）「事業仕分け」に使えるものを捜す
- ⑥市民・業者の不当な要求にこういう辛口意見もあると教え、牽制する
- ⑦補助金、委託契約、援助団体に「気」をつける
- ⑧不当な既得権に加担、近寄らぬ信号にする
- ⑨財政の根拠と共に自治体改革（地方主権・地方分権）の未来を語ろう
- ⑩学んだ正しいことは自分の意見として有権者へ話そう

## 外部監査制度のあらまし

	包括外部監査	個別外部監査
趣旨	①地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化 「独立性」は契約によることで担保 「専門性」は弁護士、公認会計士等と契約することで担保 ②地方公共団体の監視機能に対する住民の信頼性の向上	
特徴	外部の専門家との契約にもとづく監査 ・財務監査の外部化【法で義務づけ】 ・財務援助団体等に対する監査の外部化【条例により導入】 対象団体 ①県が財政的援助を与えている団体 ②県が出資しているもので政令で定める団体 ③県が借入金の元金または利子の支払いを保証している団体 ④県が受益権を有する信託で政令で定める団体 ⑤県が公の施設の管理を委託している団体	・請求・要求に基づく監査の外部化【条例により導入】 ①有権者の50分の1以上の署名による事務監査請求 ②議会からの監査の請求 ③長からの監査の請求 ④長からの財政援助団体等の監査の要求 ⑤住民からの監査の請求 ※①～④について外部監査によるか否かは監査委員の意見を踏まえ議会が判断 ⑤については監査委員が判断
適用団体	都道府県、政令指定都市、中核市(人口30万以上)→法で義務づけ 他の地方公共団体(市町村)→条例により導入	全地方公共団体→条例により導入
外部監査契約		
相手方	自然人1人に限る 弁護士、公認会計士、会計検査院・監査委員OB等、(必要と認めるときは)税理士	
締結時期	毎会計年度当初	請求・要求の都度
終期	当該年度末(法定)	個々の契約で決定
内容	地方自治法 第2条14項(住民の福祉の増進、最小の経費で最大の効果) 15項(組織および運営の合理化、規模の適正化) の趣旨を達成するための監査と結果報告 ※最低1回は義務付け	請求・要求にかかる事項の監査と結果報告
監査対象	外部監査人が自らの見識に基づき選定したテーマ	外部監査によることを請求・要求されたテーマ
議決	必要	必要(包括外部監査人と契約する場合は不要)
制限	同一人と連続契約するのは3回まで	
補助者	予め監査委員と協議し、補助者を使用できる	
関係人調査	予め監査委員と協議し、関係人の出頭、調査、書類等の提出を求めることもできる	

平成19年6月「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、  
 (1)包括外部監査人による、①普通会計の財政健全化調査、②公営企業会計の経営健全化調査、③財政健全化団体・財政再生団体・経営健全化団体の監査、  
 (2)個別外部監査人による財政健全化計画、財政再生計画、経営健全化計画に対する長の要求による監査も導入されている。